「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入等についての注意

- 1. 作成に当たっての留意事項、注意事項を参照の上、該当欄に記入してください。
- 2. すべての記入が終わりましたら事務組合に提出してください。 事務組合から「労働保険料等納入通知書」(組様式第7号(甲))により保険料等の納入の通知をいたします。 なお、その際「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の事業主控分も併せて返送しますので、保管してください。

③、④及び⑤…「事業の名称」、「事業の所在地」及び「事業主の氏名」を記入してください。

- ①…令和6年度に使用した労災保険対象労働者数(各月の末日(賃金締切日がある場合には各月の末日の直前の賃金締切日)の数)と、雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計額の1ヵ月平均使用労働者数及び1ヵ月平均被保険者数については、次により記入してください。
- (1)「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、当該年度中の 1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数がある ときは、これを切り捨てた数)
- (2)「1ヵ月平均被保険者数」欄には、当該年度中の 1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数がある ときは、これを切り捨てた数)
- ※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて 1名としてください。また、平均人数に「賞与人数」 は含めません。
- ②…第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、 その者の承認されている給付基礎日額及び保険料 算定基礎額記入してください。
- ③…第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、 その者の給付基礎日額及び保険料算定基礎額を記入 してください。
- ※特別加入者の脱退・加入及び日額変更等希望される場合は、小牧商工会議所(0568-72-1111)までお電話頂きますようお願い申し上げます。

- ⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という)に該当する場合には**イ**を、特掲事業に 該当しない場合には**ロ**を選択してください。
 - (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く)。
 - (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の飼育、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く)。
 - (3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という)。

